

令和8年度渋川市商店街街路灯電気料補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

	交付目的	安全で快適な商店街づくりの推進を目的として、商業団体等が設置及び維持管理をする商店街街路灯の電気料の一部を補助します。
内容	補助対象事業	安全で快適な商店街づくりの推進を目的として、共同で商店街街路灯を設置し、及び維持管理する事業です。
	補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす商業団体等とします。 (1) 10人以上の会員で組織されていること。 (2) 原則として、共同で10基以上の商店街街路灯を設置し、及び維持管理していること。
	補助対象経費	補助対象事業に係る商店街街路灯の電気料の一部です。
	補助金額	1基当たり2,000円(年間)とします。
	予算額	本補助事業の補助限度額は、予算に定める額とします。
交付手続等	交付条件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。
	交付申請兼完了報告の方法、時期等	1 2月28日までに商工課へ書面の提出又はメールにて申請してください。 2 渋川市商店街街路灯電気料補助金交付申請書兼完了報告書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 補助対象者の定款又は規約 (2) 補助対象者の会員名簿 (3) 街路灯設置場所図 (4) 補助対象となる街路灯の電気料の支払いを証する書類。ただし、申請年度における1か月分の電気料を証する書類に限ります。 (5) 渋川市商店街街路灯電気料補助金交付請求書(様式第3号) (6) その他市長が必要と認めた書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定及び確定	申請のあった日から7日以内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付決定及び確定をしたときは、渋川市商店街街路

の時期等	灯電気料補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市商店街街路灯電気料補助金交付請求書（様式第3号）に、渋川市商店街街路灯電気料補助金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市商店街街路灯電気料補助金交付申請書兼完了報告書（様式第1号）</p> <p>渋川市商店街街路灯電気料補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市商店街街路灯電気料補助金交付請求書（様式第3号）</p>
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	<p>渋川市役所商工観光部商工課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2596（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4892）</p> <p>メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp</p>